1990年12月28日発行

みなみかわち 町議会速報（第63号）

発行者：村尾光子（TEL:44-5418）
連絡先：南河内町薬師寺３，２３８～２
グリーンタウン １２２街区３

第４回定例会（12月11～13日）の報告です。

《審議事項》

承認第 6号	専決処分事件(水道事業会計補正予算2号)	賛成全員	承認
議案第25号	町新総合計画の基本構想について	賛成多数	可決
26	町都市公園条例一部改正	賛成全員	〃
27	工事請負変更契約の締結(町道1―3号線)	〃	〃
28	栃木県町村職員退職手当組合規約変更	〃	〃
29	議員の報酬等に関する条例改正	〃	〃
30·31	町長等町４役の給与等に関する条例改正	〃	〃
32·33	町非常勤特別職·消防団員の報酬条例改正	〃	〃
34·35	町職員等の旅費に関する条例改正	〃	〃
36	水道事業の設置に関する条例改正	〃	〃
37	H.2年度町一般会計補正予算(第4号)	〃	〃
陳情第 2号	育児休業法の早期制定に関する陳情	〃	採択
決議第 1号	「部落解放基本法」制定を求める決議要請	〃	〃
2	北方領土の早期返還に関する決議要望	〃	〃
3	ゆとり宣言の決議要請	〃	〃
発議第 4号	育児休業法の早期制定に関する意見書	〃	可決
5	「部落解放基本法」の早期制定 〃	〃	〃
6	北方領土の早期返還に関する決議	〃	〃
7	ゆとり宣言の決議	〃	〃
8	リサイクルセンター早期建設の意見書	〃	〃

※議案等の番号は暦年毎の通し番号です

**一般質問；高山栄男・舘野正明・伊沢義雄
村尾光子・舘野鉄男の５議員**

もくじ

村尾光子の一般質問



問１．徴税について

(1)納税協力委員の活動の実態を説明されたい。

(2)町納税協力委員設置規則第２条は地方自治法１７４条で規定する以上の職責を設定しているのではないか。是正を求める。

【答】町税の円滑な徴収のため自治会毎に委嘱しており、納付書・調査書の配布・納税啓発資料配布・町税の徴収等の活動をお願いしている。経費節減(職員人件費等──㊟村尾──)のため、協力委員を設置している。長い時代の中でやってきている。(税務課長・町長)

☞地方自治法174条には

普通公共団体は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。

②専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、普通地方公共団体の長がこれを選任する。

③専門委員は、普通地方公共団体の長の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査する。

④専門委員は、非常勤とする。

と規定されています。これに基づき、非常勤特別職として町納税協力委員が設置されています(設置規則第1条)。設置規則第2条にはその職務を

１．町税の賦課についての調査に関すること
２．納税奨励に関すること
３．地方税法及び南河内町税条例に基づく町税軽減に関すること

としています。実際には納付書の配布や地域によっては税徴収等の役場の仕事を手伝うことが殆どで、本来の調査活動は余りなされていないのが実態のようです。

このこと自体が設置根拠となる地方自治法の目的に違反しているのです。徴税のための町正職員を雇いたくなかったら、臨時職員やパートを採用すべきではないでしょうか。配布のためだけでしたら、郵送の方が経費節減になります。給与所得者人口の増加から特別徴収(給与支払い者が給与を支払うときに徴収する)の件数も増えており、金融機関からの払い込みもできる現在は、納税協力委員の役割を改めて考え直す時期ではないでしょうか。

※ 納税協力委員の報酬は年額 均等割１５,０００円＋戸数割２００円
町全体で１,２４５,０００円(H2年度当初予算)

(3)町内の納税組合数と過去数年間の奨励金交付額の実績はどうか。
完納自治会への報奨金交付と表彰状況についてはどうか。

【答】

	組合数	奨励金交付額	完納自治会数	報償金交付額
s.60年度	249	878,000円	17	72,150円
61	251	873,200	14	63,000
62	252	854,800	12	36,800
63	254	864,400	14	56,000
H.元	256	879,600	16	63,200

完納自治会へは表彰状も贈呈している。今年度より5年以上の長期完納自治会は、町表彰審査委員会に諮り、自治功労者表彰時に表彰している。

納税組合は自治会の班毎につくられており、毎年度自治会を通じ組合員数を調査している。組合の活動状況は把握していない。s.25年のシャープ勧告により納税貯蓄組合へは補助金を交付している。個人の県民税納税貯蓄組合には県補助金が交付され(H.2年度 549千円)、奨励金の財源としている。(税務課長)

(4)地方税法では納期前の納付について納税者に報奨金を交付することができるとしている(法第321条第2項)。町税は個人に賦課し個人が納税するものであるから、納税組合・自治会への奨励金・報奨金の交付には疑義がある。給与所得者増大傾向もあり、町税納税奨励規程は廃止されたい。

【答】前納は1か月につき納税額の1/100を報奨金としている。組合への奨励は納税意識の高揚と税に対する関心を高めるためである。県内37の全町村が交付しており、廃止する考えはない。(税務課長)

長年にわたり実施してきたので正しいやり方とも言える。一気に変えることはできない。(町長)

☞税制に不満があろうとも、所得があれば納税義務がある。納めるのが当然のものに対し、何故組合や自治会に奨励金が必要なのだろう。どれほど徴税に貢献しているというのだろう。納税者は個人、それを団体の連帯責任を課するような形でご褒美をというのは納得いかない。個人への前納報奨金は前払い税の利子分還元だと理解している。納税組合への奨励金はいわゆる補助金と同質である。活動の実態が明らかではない組織へは補助金交付はしないのが常識。額はすくなくても町費のバラ撒きに過ぎない。
否応無しに源泉徴収される者からみると実に腹立たしい施策だ。何回か改正されたもののこの規程はs.32年に施行された。当時は時代的背景から致し方なかったのかもしれないが、今は違う。"規程"は議会の議決はいらない。早期に廃止にむけ検討してもらいたい。

※南河内町町税納税奨励規定

第2条 納税の奨励、並びに向上を図るため、毎年度納税組合に対し、納税組合に加入する世帯当たり400円の奨励金を年度末に交付する。
2.毎年度当該年度分の町税を完納した自治会を表彰し、世帯割一戸に付き50円・平均割一自治会2,000円の報償金を年度末に交付する。

今年度の納税奨励金当初予算額は1,325,000円

問．２下水道全体計画について

(1)計画の意義・性格・総合計画での位置付け等を説明されたい。

(2)集合処理か個(戸)別処理かの判定では、個別合併処理浄化槽の建設費を140万円/戸としているが妥当ではない。実施計画策定の際は実勢価格等を勘案し、再検討されたい。

【答】下水道整備には①下水道法に基づくもの②農村集落排水施設③個別合併処理浄化槽 の種類があり、計画的・効率的に整備するためにはどの手法で整備するか、また、整備地域の優先順位を決めることが最も必要である。全体計画はこれらについて建設省の全体計画マニアルに基づき策定したものだ。

実際に実施計画策定するときは実情に合わせ見直しを図る。集合処理区域の変更も有り得る。　　（都・計課長）

☞建設省の『指針』では個別処理合併浄化槽の建設費を140万円/戸、その30年間の維持管理費を200万円/戸(合わせて340万円/戸)として、集合処理とした場合の費用がこれより安い時には集合処理としている。集合処理としたときの費用計算は1戸当たり4人の居住者としている。5人槽の合併浄化槽でも建設費は140万円もしない(4人槽はない)。これでは厳正な比較対象ができないのではないか。また、全体計画では集合処理とする限界距離(家屋間の距離)を80m、集落の最小戸数を20戸としているが、果してこれで良いのか疑問を持つ。

現在、計画されている公共下水道事業(仁良川・薬師寺)の整備が済んでから、集落排水施設に着手するようであるから、数年先にならないと実施計画はできない。それまで雑排水をたれ流しするなら、早く合併処理浄化槽を設置した方が環境保全に大いに貢献するのではないか。

875,500円の計画策定委託料だった。出来上がったものはあくまでも目安に過ぎないと思う。

★町長等町4役給与と議員報酬引き上げ

職員給与とのバランス・近隣町との権衡を図るため(1991年1月1日施行)

	現 行	改 正 後	上げ率
町 長	61万5千円	65万5千円	6.5%
助 役	51	53 5	4.9
収入役	48 5	51	5.2
教育長	47	49 5	5.3
議 長	26 5	28	5.7
副議長	21 5	22 5	4.7
議 員	18 5	20	8.1

議員の会議(本会議・委員会)出席費用弁償 1300円→1700円

《特別職報酬等審議会委員》

公共的団体代表;農協組合長
商工会会長
婦人会 〃
あすなろ会〃
青年団 〃

住民代表;大嶋武久氏
大島吉作 〃
蓬田一清 〃
伊沢 茂 〃
? 〃

☞前回は1988年に報酬引き上げの審議をした。町が自発的に提案したというより、条例改正の準則が示されたので提案したという感じだ。背景はともあれ、特別職給与については職責(無論、責務を果しているとの前提だが)の重さを考えたら一般職員より安いのは不自然であろう。是正すべきと賛成した。

議員報酬については、審議会でどのような論議がなされたのか、実に興味深い。最近、報酬といえども活動に十分な、そして、ある程度生活をも保障し得る額が欲しいと思っていたので、引き上げには賛成した。しかし、費用弁償の引き上げには納得いかない。会議出席のための費用弁償は旅費分に相当するのではないか。旅費の規定では車賃として37円/粁と今回改められた。1300円の費用弁償で十分である。この議案審議の時は非常に気持ちが高揚しており、冷静さを欠いていた。問題提起も討論もせずに賛成してしまったことが悔やまれる。

ところで、特別職報酬等審査委員会は執行部が変更したいとするときにしか、招集されない。1989年第1回の定例会で、私は議員退職時の報酬は日割り計算方式などを導入するよう提案した。しかし、今回の審議会ではそのことについては諮問もされなかった。『検討する』と答弁したからにはそれなりに対応してもらいたい。2年間近くも全く『検討』に手を付けていなかったことになる。

★町長の退職金は１４４１万円：4年間分

今任期限りで退任すると表明(12月3日 全員協議会)した町長の退職金はいかほどか、興味津々。特別職給与引き上げの審議過程で思わぬことが分かった。

市町村財政の安定と健全化を図るために、市町村職員の退職手当の支給事務を共同処理する『栃木県市町村職員退職手当組合』が一部事務組合として組織されています。この組合には南河内町はじめ7市37町村21一部事務組合が加盟しています。

町長の退職金の額は組合条例として定められています。

> 1.退職の日におけるその者の給料月額に次の割合を乗じて得た額
>
> | | | | |
> |---|---|---|---|
> | (1)市町村長 | 1年につき550/100 | (2)助　役 | 1年につき330/100 |
> | (3)収入役 | 〃　310/100 | (4)教育長 | 〃　280/100 |
>
> 2.退職手当算定の基礎となる勤続期間の計算は、各任期毎の特別職の職員としての在職期間による。

これらを基に計算してみると

655000 X 550/100 X 4 = １４,４１０,０００円　　となります。

ついでに、今回の給与引き上げ前では

615000 X 550/100 X 4 = 13,530,000円で８８万円の差があります。

町例規集(条例集)を見ると、『南河内町職員の退職手当に関する条例』(s.31~)が存在しており、その第8条には町長等の退職手当の額は、その在職任期ごとにその都度議会の議決を経て定める、とあります。 本来なら特別職の退職金は町議会の議決対象なのです。市町村職員退職手当組合に加盟したことにより、これについては町議会は何ら関知しないことになってしまいました。

そこで疑問が涌いてきます。

その1.退職手当組合に加盟したことにより、その分の執行権がなくなったにも拘らず、何故旧来の町条例を廃止しないのか。

その2.組合議員は10人だが、市町村長が互選で決めている(組合規約6条)。だから、特別職の退職手当の額は首長が自分達で決めていることになる。そして、殆ど公表されない。市町村議員、ましてや一般住民から遠いところで決定されて良いものか。

一部事務組合は広域で共同処理することの合理性･効率性があることは確かです。特に多額な退職金については市町村間の互助的要素もあるでしょう。しかし、住民の手の届かない、つまり、住民監視がしにくいところへ押しやっているのも事実でしょう。本当の民主制といえるのでしょうか。少なくとも、この組合議員には首長等特別職以外の住民代表が入るべきではないだろうか。

一般質問（通告順）

①高山栄男議員

1.農用地について

(1)県農業振興計画が公表されたが農用地利用促進事業の実態はどうか。

【答】利用促進を図るには有効利用と経営規模拡大の必要がある。s.57年度より県と国の補助事業により農用地利用増進事業を実施しており、貸借・流動化促進を図っている。（経済課長）

(2)流動化の現況は



【答】貸手・借手の掘り起こしに努めている。農地面積1700haに対し利用検討面積は82.4ha(s.57~)。内訳は田 64.2ha,畑 20.0haである。このうち設定期間3年未満 0.2ha,3~5年 14.4ha,6~9年 27.4ha,10年以上 40.4haで年間平均設定面積は10ha前後。（経済課長）

(3)過去1年間の農地転用件数と総面積は

【答】H.元年12月~H.2年11月の間、市街化調整区域43件 103,006㎡、農用地 28件 24,024㎡であった。

(4)小規模農家と就農者の高齢化対策はどうか。

【答】機械施設の拡充等経営の安定化を図る。ブロックローテーションの再編成により高齢化に対応する。企業経営的営農集団を育成する。関係機関と連携をとりながら進める。（経済課長）

2.ごみの問題について

(1)10月からスタートした細分別排出状況はどうか。再度自治会説明会実施の考えはないか。

【答】各ステーションとも生ごみは紙袋で、びん・缶はコンテナへの排出がほぼ徹底されている。要望のある自治会へは現在も説明会を実施している。要請により出向いた所の出席率は80%以上で、行政主導で開いた場合の10~20%より非常に良い。（保・衛課長）

(2)関係自治会との協定書についての話し合いの状況はどうか。

【答】広域組合・関係町とで話し合いに臨んでいるが、これまで4回出向いたがまだ合意に達していない。12月14日に次回を予定している。

(3)収集方法について広域関係の市町との協調・話し合いは。

【答】収集方式は各市町に任せられている。広域・関係市町とでプロジェクトチームをつくり分別収集・リサイクルセンター等の検討をしている。

(4)減量化・再資源化を進めるための基本計画は

【答】できるだけ家庭処理を願いコンポスト費用助成し、廃品回収に報償金交付で減量化を図る。紙類は古物商、鉄・アルミはプレス業者へと考えている。びん・ガラスのストックヤードがなく、

(5)埋め立て地(最終処分場)確保の検討はどうか。

早急に広域・市町で検討する。

【答】現在福井県敦賀市へ搬入しているが翌年より持ち込み停止通告があった。広域で模索中だがいくらかありそうと広域では言っている。(保・衛課長)

②舘野正明議員

1.農業問題

(1)農業の安定経営概要の研究策定はどうか。



【答】従事者人口の激減・高齢化が進んでおり現在の生産性を維持・拡大が農政の基本課題である。米・麦・大豆の土地利用型と園芸・畜産等の都市近郊型農業のローテーションを図る等、見直しをしながら生産体系の確立を進める。(経済課長)

(2)農業人口の再生産についての見解は。

【答】生産基盤と上下水道等の生活基盤の全体的な環境整備が必要で、農業者の主体的な取り組みの下に、新たな人口を吸収できる方向付けに努力する。(経済課長)

(3)東部主要道路沿線は農振除外をしてはどうか。

【答】検討する。(経済課長)

(4)農業公社等を考えてはどうか

【答】中核的担い手確保・農地集積・土地利用構造再編整備等のため、農業公社構想も視野に入れ営農集団育成を目指す。(経済課長)

2.教育問題

(1)学校配置構想はどうか

【答】H.2年9月現在の住民登録者の0~5才児数をもとにH.8年の各学校の児童・生徒数を予測すると

	児童数	学級数	動態の予測
薬師寺小	314	11(1学級減)	今後10年間は徐々に減少
吉田東小	150	6(現状のまま)	〃
吉田西小	118	6(〃)	〃
祇園小	738	22	H.4年~ 80人/年増加
中学校	620	17	〃 20人/年増加

開発区域内の人口増をどう予測するか難しいが公団と連携をとり実態に近い数をとる。

新設校(開発区域内)は

	設計	建築	開校
小学校	H.6年	H.7年	H.8年
中学校	4年	5年	6年

と考えているが人口増状況により検討する。

(2)指導主事の設置はどうか

【答】H.3年度から設置の運びとなった。(教育長)

③伊沢義雄議員

1.一般廃棄物処理場対策について

(1)最終処分場の今後の対策は

【答】前述

(2)将来の人口増への対応は

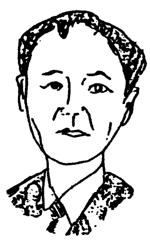
【答】焼却炉の建て替えと共に生ごみコンポスト普及・廃品回収・資源ごみの回収に努める。(保課長)

2.東部地区公共施設の飲用水

(1)11月17日県が実施した飲用井戸の実態調査の結果はどうか。

【答】幼稚園・保育所の調査で東保育所のみが調査対象となった。11月26日の調査結果、異常無し。東保育所井戸は30m掘ってある。 (住・福課長)

(2)義務付けの年1回の水質検査のみならず、随時検査を実施してはどうか。



【答】東保育所は町水道課の管理の下に滅菌器を取り付けてあり、10月の義務検査では10項目について異常はなかった。随時実施する。 (住・福課長)

町内小・中学校は東校以外はすべて上水道で、東校は定期検査を実施している。東公民館は東保育所の井戸を使用している。 (教・総課長)

⑤舘野鉄男議員

1.H.3年度予算編成について

(1)概括構想と基本方針

【答】町税増収は見込めず基金等は大幅減少するので、財政事情は厳しいが、次の方針で進める。



1.まちづくりは住民と行政が一体で
　──➤ふれあいプラザ建設
2.義務教育施設整備
　──➤祇園小・吉田西小建築事業
3.土地基盤整備
　──➤仁良川地区区画整理事業着手
4.簡易水道事業推進──➤田川以東地区
5.幹線町道整備 (町長)

(2)固定資産税評価替の見通しと税収見込みは。

【答】公示価格をベースに算定しているところで、20%前後上がるだろう。固定資産税;5億7千万円(4%増)、都市計画税 6700万円 の税収になろうと試算している。 (税務課長)

(3)地域間格差の是正は

【答】道路・公園整備、水田農業確立対策で対応する (町長)

2.ごみ対策について

(1)分別収集の評価はどうか

【答】前述

不燃ごみはリサイクルセンターができるまでは一緒に集め、鉄を回収して埋め立て処分している。早急に設置できるよう働き掛ける。(保・課長)

(2)コンポスト設置の義務付け・ごみの記名式(番号)排出はどうか	【答】宅地面積から義務付けは無理、助成する。プライバシーの点から記名式にはしない。
(3)収集回数・民間委託の検討は	【答】直営で収集しているが民間委託を検討する。
(4)粗大ごみ排出の有料化等排出者負担についてはどうか。	【答】粗大ごみは10月から収集しているが有料の考えはない。(保・衛課長)
3.工事請負契約について	
(1)業者選定・入札制度の見直しを	【答】.57年の県指名業者取り扱い規定により、地理的条件・施工能力により選定している。(助役)
(2)地元業者育成・発注の明朗化はどうか。	【答】受注の機会均等を図っているが必ずしも出来ている訳ではない。町外と町内業者のJV方式を考えたい。(助役)
(3)1千万円以上の重要工事の公開債務不履行時のペナルティーは	【答】入札結果を閲覧により2週間公開している。罰則規定はできている。(助役)

傍聴感想

一年振りで議会傍聴をしました。

議場に入り、執行部席を見るとメンバー・すわる位置が記憶と少し違っていました。これは当然のことなのでしょう。でも、比較的短期間で課長さんが代わってしまう課もあるような気がしました。少なくとも４～５年は同一部署にとどまって、じっくりと課題に取り組んで欲しいものと思います。

４人の一般質問を聴くことができました。なかでも印象に残っているのは、村尾議員の徴税についてと舘野鉄男議員のゴミ減量化についてです。

以前から何気なく聞いていた「納税組合」、実態はまちまちで町も全体をしっかり把握してはいず、個々人の自由意志で加入し規約に基づいて活動する組合でもなさそうでした。サラリーマン家庭が増え、源泉徴収で自動的に納税が行われているこの時代に、行政側が行うべき配布等に協力し、完納に導いたとして、毎年多額が奨励金・報償金として納税組合・自治会に支払われているということです。時代にそぐわない町の規程という感じがしました。それにしても、この納税協力委員・納税組合に関する質問に対する答弁は全く噛み合わず、苛立たしさを感じました。

舘野議員の質問では、コンポストの義務化、ゴミ袋への記名方式と、ゴミ問題を深刻に考える余りに、と思われる要求がありました。時間を守らぬ或いは分別不十分なゴミの出し方をする者がいると同議員が嘆いておられましたが、私の周囲では、ゴミ問題を自分たち自身の問題と考え、分別排出に努力しています。この努力をムダにしないよう、早期にリサイクルセンターやプラスチック処理施設を造って欲しいと思いました。

―― G．T．２区　S．Y ――

12月11日(火)午後1時より

村尾議員さんの一般質問を傍聴して

すみれ会の事業として傍聴させて頂きました。すみれ会員だけでも40人余りの人に通知が出されているわけだが、4～5人の参加者とは少々寂しい。是く言う私も役員としての働きかけをしていなかったなと反省しております。

質問事項の一つについて自分自身への反省を含めて感想を述べさせて頂きます。

納税協力委員というものが置かれていることについて、本町に越してきた当初“何だろう”という疑問をもった記憶があるが、“変な役の人がいるな、かえってめんどうくさいな”と思ったくらいで、たいして気にも止めてなかったというのが本音でしょうか。とかく私たち二～三世代家族の“若い者”というのは、何でも親に任せっ放して、また、自治会などへの参加も若い者の出る幕はないという長年の伝統(?)の中で、あまり深く考えない生活をしてそれに慣れてしまっていたのだと思いました。

しかし、村尾さんの質問は、よく考えてみると全くその通りで、こうしたことを一つ一つ見直していけるのも新しい住民パワーでなければできないことだと思いました。遅蒔ながら我が自治会に於ける納税協力委員さんの仕事の実態と歴史などを会長さんに伺いに行った次第です。

質問に対する課長さんの答弁は、私には、はっきり言って言葉も明瞭でないし何が何だか分からなかったが、この問題は今後他の問題についても言えるかも知れない、行政担当者として細かい部分への見直しが要求される一部であると思いました。

時代の流れに沿った適切な行政が望まれる今、“郷に入っては郷に従え”式の答弁をなさった町長さんの時代は終わったと感じました。

―― H. S ――

★町新総合計画基本構想策定

Ｈ．３～Ｈ．１２年の１０年間について
“望ましい将来像と施策の基本方向”を定めたものです。

《町の姿》『恵まれた歴史や自然環境を大切にし、
住民の力を結集し、次代へ向けて創造するまち』

（１）魅力ある地域社会の形成に向けて
ア．地域づくりを推進する
イ．コミュニティづくりを支援する

（２）心豊かな町民を育てるために
ア．生涯学習を推進する
イ．家庭教育を充実する
ウ．幼児教育を充実する
エ．学校教育を充実する
オ．特殊教育を充実する
カ．社会教育を充実する
キ．スポーツ活動を推進する
ク．町民文化を育てる
ケ．青少年の健全育成を目指す
コ．女性の地位向上を目指す
サ．国際交流を推進する

（３）ゆとりある都市環境を整えるために
ア．有効な土地利用を目指す
イ．住みよいまちを整備する
ウ．水資源を有効利用する
エ．交通網を整備する
オ．情報化への対応を目指す

（４）安全で快適な生活環境をつくるために
ア．上水道を整備する
イ．下水道を整備する
ウ．ごみ・し尿処理の向上を目指す
エ．良好な住環境を目指す
オ．防災対策を充実する
カ．交通安全の確保を目指す

（５）地域を支える産業を育てるために
ア．農業を振興する
イ．工業を振興する
ウ．商業を振興する
エ．観光を振興する

（６）心のふれあう福祉社会をつくるために
ア．地域福祉を推進する
イ．高齢者福祉を充実する
ウ．障害者福祉を充実する
エ．児童福祉を充実する
オ．社会保障を充実する
カ．保健医療を充実する
キ．消費者の保護を目指す

この基本構想を推進するために①住民参加を推進する　②行財政を確立する
③広域行政を強化する

《人口の見通し》	Ｈ．２年	Ｈ．７年	Ｈ．１２年
総　人　口	13,200人	22,400人	25,600人
既存地区	11,700	11,700	11,700
開発地区等	1,500	10,700	13,900

基本構想は11月28日、まちづくり審議会から原案通りの答申を得た後、12月3日の議会全員協議会で説明されました。基本計画(5年間分)はこれから協議されます。

㊁そもそも事の運び方が問題だ

１０年間の町の方針を決めようというのに、どれほど住民意見を聴いたというのだろう？役場内でどれほど論議したというのだろう？“住民の力を結集し”“住民参加を推進”しようとする目標には程遠い。取り掛かりが遅い。手順が悪い。おまけに数年前から本会議で約束したことも反古にした。

H.元年 まちづくり審議会が組織されました。ふるさと創生1億円の使途と新総合計画について諮問するためです。元年度は専らふるさと創生事業についてのみ協議し、2年度は11月になってからようやく新総合計画について諮問したのです。しかも、時間が無いということでたったの2回の会議で答申を出させました。殆どの審議会委員は自分の団体の意見を聴き審議会に反映する事もなく、原案通りに認めたのです。

執行部のやり方は、まずH.元年度コンサルタントに委託し住民アンケート調査を実施してニーズを把握、各課から現状分析を出させた。その後、県の指標を基にコンサルタントが作成した基本構想の項立てにより各課に分担させて基本計画を書かせ寄せ集めた。その結果をまちづくり審議会に諮問しただけなのです。

議会では、度々議員からも意見を聴き取り入れるよう要求が出されていました。そして、特に女性のための総合計画は庁内の関係各課がプロジェクトチームを組織して協議し、計画を策定するよう、更に各分野の団体意見をも聴きながら進めることを約束させていた(s.62.3月定例会・H.2年6月定例会確認)。ところが、

①予め議員の意見を取り入れようとはしなかった

②基本構想原案は総合的な見地からの判断が欠如している。
各課は従来の自分の領域のみしか念頭においていない。役場内の推進本部(課長以上で組織)、研究班(係長で組織)が機能していない。

③婦人問題については『8月に庁内連絡会を設置しようと話し合った』に留まり、組織化どころか、構想について執行部全体での検討がなされていない。
(s.61~H.2年までの現行基本計画では組織することになっている)

これらは、内容云々以前の、議会で審議するに値しない状況を示すものでした。

しかし、『時間が無い』と平然と議案として出してくる執行部の姿勢も傲慢ですが、それを許している議会も情けない限りです。

可決した背景には①辞めていく人(町長)に言ってもしょうがない
②基本計画さえしっかりしていれば基本構想はどうでもよいという、私には理解し難い議員の意識があるようです。

冗談じゃない！誰が首長になろうとも、10年間の基本方針を定めようというのが総合計画。基本構想があって初めて基本計画が策定できるのです。しかも

基本計画は議会の議決対象ではありません。構想の項目についても納得いかないところがあります。生涯学習・自然環境等についての取り上げ方が大いに不満です。継続審議の動議を出したけれど、質疑終結の動議に先行され取り上げられませんでした。数年来、私の重点課題として取り組んできたことを思うと実に悔しく、約束反古は屈辱的であり、そして、議会全体の意識のありように耐え難い挫折と無力感を味わいました。情けないことに本会議中にボロボロ涙が出て十分な討論が出来ませんでした。反対するより、表決に加わるべきではなかったと反省しています。

こんな議会だから執行部の怠慢を許すことになるのだ・・・

県の意向は『できるだけ年内に議決を得て欲しい、どうしてもだめなら3月定例会でも良い』とのことでした。来年4月からスタートする計画を冊子として印刷する時間を考慮してのことです。12月25日には臨時議会が予定されています。今回強引に上程せずに、納得を得るために少なくとも25日まで継続審議とするのが一番妥当な議会運営ではなかったかと無念でなりません。

それにしても、総合計画の担当は企画課ですが、所管課の進め方を監督し、全体を総括するのは一体誰の責任か、企画課だけでは済まされない問題です。まちづくり推進本部長は町長、公共公益施設整備研究会会長は助役、そして、常日頃の行政連絡会(課長会議)を司るのは総務課長。その誰もが審議の間、知らぬ顔していたな・・・。

テニスコートに夜間照明施設

——祇園原公園テニスコート——

《使用料》

夜間照明施設	1回/1時間	町内居住者	５００円
		町外居住者	１０００円
テニスコート	1回/2時間	町内居住者	３００円
		町外居住者	６００円

※照明施設の電気料原価は８９７.３６円/時間

夜間照明施設は日没から午後9時３０分まで使えます。

利用は予め都市計画課で申し込みをし、使用時に鍵と照明施設のカード(1時間用又は2時間用)を借り受けます。

使用料は夜2時間利用するときは(500円x2時間+300円=)１３００円、

夜1時間利用　〃　(500　x1　+300　=)　８００円です。

１２月２８日～１月３日の間は使えません。

★非常勤の特別職・消防団員の報酬引き上げ　(1991年4月1日施行)

農業委員会会長	28 万円/年	社会教育指導員	9万円/月
〃 職務代理者	24 〃	社会教育専門員	9 〃
〃 委員	23 〃	交通指導員	5 〃
教育委員会委員長	24.5 〃	学校医基本額	16万円/年
〃 委員	22 〃	(児童生徒1人につき)を加算	
選挙管理委員会委員長	12.5 〃	消防団団長	21 万円/年
〃 委員	10 〃	〃 分団長	12.5 〃
監査委員(知識経験者)	22 〃	〃 団員	5 〃

★一般会計143,776千円の増額補正──→予算総額45億2282万円

歳入
- 県農業振興補助金　5667万円
- 基金・歳計現金利子　6149 〃
- 町債(祇園小分)　1350 〃
- 地域医療振興事業　400 〃
  - →自治医大地域家庭診療センターへ委託
    - 思春期の心の健康
    - 肥満予防事業

歳出
- 基金積立　6987万円
- 給与・報酬引き上げ　131 〃
- 水田農業確立対策　5819 〃
- 祇園小償還金　1350 〃

★資源ごみのリサイクルセンター等早期建設を求める意見書提出

ごみ処理の現状を憂い、北部清掃センター建て替えに際しての周辺住民との確認事項をも鑑み、町議会は小山広域保健衛生組合に対し次の内容の意見書を提出しました。

1. ごみ減量化・再資源化を図るためのリサイクルセンター並びにプラスチック類の減容施設を早期に建設着工すること。
2. これらが稼動するまでの間、現在分別収集されているごみは、住民努力が無にならないよう、当面の措置をすること。
3. 広域関係市町のすべてが早期に足並みを揃えて細分別排出・収集を実施しごみの減量化・再資源化に努めるよう強力に働き掛けること。

☞これに先立ち、新聞報道でご存じのように、12月10日には南河内・国分寺・小山の住民有志より組合管理者・副管理者宛に、同様の趣旨で要請文が出されていました。

12月17日の組合役員会(管理者・副管理者会議)にて、リサイクルセンター等は、広域区域内(野木町・小山市・国分寺町・南河内町)を3分割し、北部ブロックとして国分寺・南河内町分の施設(プラスチック熔融固化施設を含む)を建設することが確認されました。目下、設置に向け両町で協議されています。

12月25日の議会全員協議会では、この報告と併せ、建設費(機械5千万円+建物1千万円の1/2)は新年度予算に計上する予定だが、事前に事務手続き・発注等に着手することを了承しました。

１９９０年　報酬とその行方

【収　入】

議　員　報　酬	310万2912円	ケ月　期末手当 (185千円X12)+(185X1.15X4.15)
社会教育委員報酬	1　7500	2年度上期分
町史編纂委員報酬	1　3000	元年度分
講　師　謝　金	1　0000	小山市
原　稿　料	10　6000	下野新聞・月刊生活排水社
元年分所得税還付	16　5308	
浄化槽立替分返金	50　0000	
合　計	391　4720円	

【支　出】主なもの

所　得　税	26万1625円	義務的な支出 162万3615円
議員共済掛け金	25　800	
住　民　税	7　7100	
国民健康保険税	12　2000	
国民年金掛け金	10　3050	
自動車重量税・整備等	20　9040	
家　計　へ	60	「電話代として →扶養手当減額分・ガソリン ：残金40万円
自動車購入返済	90	
速報発行事務用品・切手	12　9881	
〃　印刷代	2　2317	：No59~62
ゼロックス維持費	2　7604	
新聞・機関紙・月刊誌・図書	21　2053	
浄化槽関係水分析送料等	1　5440	
慶　弔　費	5　9230	

その他講座受講料・自主研修出張費・団体会費・懇親会等

※不覚にも盗難に遭い、貴重な資金２万８千円損失。

※12月25日の臨時議会で議員報酬の期末手当(6月と12月)の率が引き上げられました。

従来は　報酬月額X(1.6+2.3)(6月+12月)　つまり3.9か月分でしたが

改正により　(報酬月額X1.15)X(1.7+2.45)となり4.7725か月分です。

第３回臨時会(12月25日)の報告は次号で致します。主に町職員給与改正についてでした。